

# マニフェストに関する 報告が必要です!

事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、委託内容のとおり処理が行われたことを確認しなければなりません。

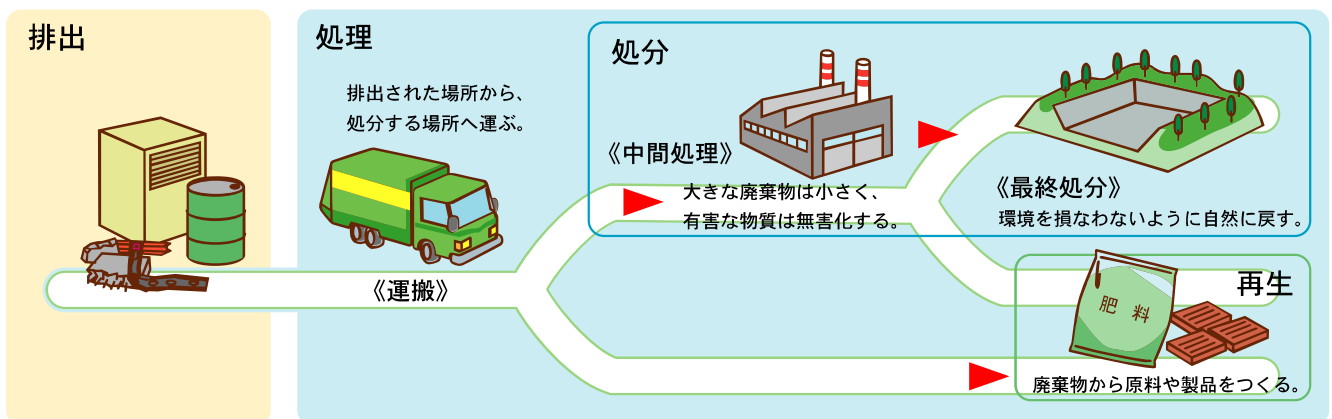
また事業者には、前年度のマニフェストの交付等の状況について都道府県知事への報告が義務付けられています。

**翌年度の報告に備えて、当該年度のマニフェストや帳簿の管理を適正に行ってください。**

## 産業廃棄物処理の流れ

産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、産業廃棄物の種類や排出状況に応じて、適正に処理できる者（許可業者等）に委託しなければなりません。

委託契約は、必ず事前に**書面**で行い、処理を確認するために産業廃棄物の受け渡し時に**マニフェスト**を交付しなければなりません。



## 産業廃棄物の種類

### ■すべての業種において産業廃棄物となるもの

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず  
⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉋さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

### ■特定の業種においてのみ産業廃棄物となるもの

- ⑬紙くず ⑭木くず ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿  
⑲動物の死体

### ■産業廃棄物処理物

- ⑳産業廃棄物処理物 産業廃棄物を処分するために処理したもの

# マニフェスト

産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、その廃棄物がどのようなものなのかを十分に把握し、運搬業者や処分業者に正しく伝え、処理の確認を最後まで行わなければなりません。この役割を担うのがマニフェストです。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票  
 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) D票  
 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) C2票  
 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) C1票  
 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) B2票  
 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) B1票  
 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

マニフェストは複写式になっています。

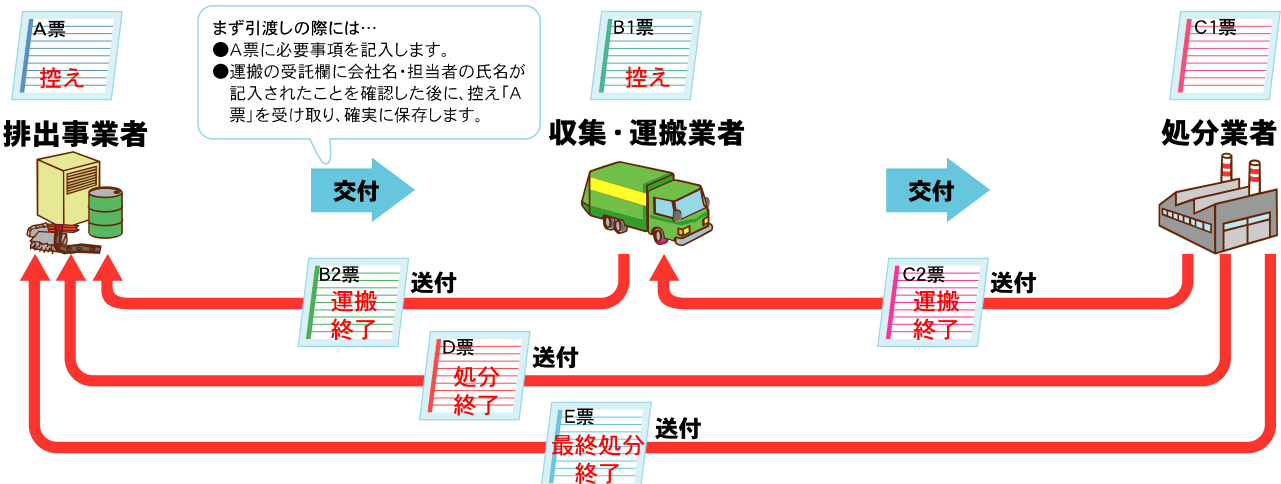
E票のここには、「最終処分を行った場所」が記入されて返送されます。

発行元：社団法人 全国産業廃棄物連合会

## ポイント

- **受け渡し時に交付**  
産業廃棄物の排出事業者が運搬又は処分を他人に委託した場合に、産業廃棄物の受け渡しと同時に交付します。
- **交付の単位**  
産業廃棄物の種類、運搬先及び運搬車ごとに、マニフェストを交付します。
- **5年間の保存**  
排出事業者は、交付時の控え伝票 (A票) と処理業者から返送のあった伝票 (B2票、D票、E票) を1セットにして、5年間保存しなければなりません。
- **内容のチェック**  
産業廃棄物の種類・数量、管理票交付者氏名や、受託者氏名、処分先を確認してから交付します。
- **年に一度の報告**  
平成20年度から、前年度のマニフェストの交付等の状況について都道府県知事への報告が始まります。

## マニフェストの流れ



## マニフェストに関する報告書

事業者のみなさんは、翌年度の報告に備え、マニフェストや帳簿の整理の徹底等をお願いします。

### 報告書に関するQ&A

Q.どのような事業者が報告する必要があるの？

A. 徳島県内で産業廃棄物を排出し、マニフェストを交付したすべての事業者が、報告する必要があります。（ただし、電子マニフェストを使用した分は、報告の必要がありません。）

Q.いつからいつまでの交付状況をいつまでに報告するの？

A. 前年度4月1日から3月31日までの交付状況を集計し、当該年度4月1日から6月30日までに報告してください。

Q.報告は、毎年必要なの？

A. 毎年、報告してください。

Q.どのような様式で報告するの？

A. このパンフレットに同封してある、産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）を使用してください。また、それをコピーして使用しても構いません。

様式をインターネットから入手する場合は、下記の徳島県HPを参考にしてください。

【徳島県HP】 <http://www.pref.tokushima.jp/> を開き、検索欄に「産業廃棄物管理票」又は「マニフェスト」と記入し検索してください。

Q. 報告書はどのように記載するの？

A. このパンフレットに同封してある、産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）の裏面にある記載例を参考にしてください。

また、具体的な記載方法については、環境省の通知で示されています。環境省HPから入手してください。

【環境省HP】 <http://www.env.go.jp/recycle/waste/>

Q.なぜ報告をしなければならないの？

A. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されています。

・ 第12条の3第7項

管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## Q. 報告書の提出や問合せはどこにすればいいの？

A. 次のとおりです。

### (1) 事業場の所在地が「阿南市・那賀郡・海部郡」の場合

徳島県南部総合県民局 保健福祉環境部環境担当

郵便番号 774-0011  
住 所 徳島県阿南市領家町野神319  
電 話 0884-28-9862  
ファクシミリ 0884-22-6404

### (2) 事業場の所在地が「美馬市・三好市・美馬郡・三好郡」の場合

徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部環境担当

郵便番号 779-3602  
住 所 徳島県美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73  
電 話 0883-53-2060  
ファクシミリ 0883-53-2082

### (3) 事業場の所在地が「上記(1)及び(2)以外」の場合

徳島県危機管理環境部環境指導課 審査指導担当

郵便番号 770-8570  
住 所 徳島県徳島市万代町1丁目1  
電 話 088-621-2278  
ファクシミリ 088-621-2846

## 徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度の紹介

県では、産業廃棄物の適正処理を進めるため、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できるよう、「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」を創設し、平成21年度から実施します。許可業者からの申請により、3つの認定区分で県知事が優良認定を行います。

排出事業者の皆様には、処理業者選定に際し「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」のご活用をお願いします。

【問合せ先】徳島県危機管理環境部環境指導課 審査指導担当

電話：088-621-2269

## 電子マニフェスト制度の紹介

電子マニフェストとは、紙マニフェストの使用に代えて、排出事業者及び処理業者が情報処理センターのコンピューターに接続し、廃棄物の委託処理の流れをコンピューターにより管理するマニフェストです。全てのマニフェストを電子マニフェストで交付している排出事業者は、報告を情報処理センターが代わりに行うため、マニフェスト交付状況の報告が不要になります。

【問合せ先】財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

電話：03-5811-8296 ホームページ：<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

産業廃棄物の種類は次から選択下さい

Table with 2 columns: 普通の産業廃棄物 and 特別管理産業廃棄物. Lists various waste types like 燃え殻, 汚泥, 廃油, etc.

( )の記載方法は、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合

所 徳島県徳島市伊月町〇丁目〇番地
名 凹凸建設株式会社 代表取締役 凹凸 △□
(名称及び代表者の氏名)
〇八八-〇〇〇〇-〇〇〇〇

業種は、下表の日本標準産業分類の中分類に準拠して記入下さい。

平成〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

Main form table with columns: 事業場の名称, 事業場の所在地, 業種, 番号, 産業廃棄物の種類, 排出量(t), 管理票の交付枚数, 運搬受託者の許可番号, 運搬受託者の氏名又は名称, 運搬先の住所, 処分受託者の許可番号, 処分受託者の氏名又は名称, 処分場所の住所.

排出量の単位は「トン」を用いて下さい。重量が不明な場合は、下表のm³とトンの換算例(参考値)を参考に換算して記載することも可能です。

中間処理委託をする場合は中間処理業者について、中間処理なく直接最終処分委託をする場合は最終処分業者について記入下さい。

運搬を区間委託した場合は2段書き下さい。

備考
1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
(注)・産業廃棄物の種類及び委託先ごとに、行を改めて記載下さい。
・報告様式は、徳島県ホームページからダウンロードできます。
・電子マニフェストを利用した分については、記載する必要はありません。
(日本工業規格A列4番)

排出量の単位について

排出量の単位は「トン」を用いること。具体的なトン数を記載することを基本とするが、それが困難な場合にあっては、廃棄物の種類ごとに立方メートルとトンの換算例(参考値)を下記に整理しているので、これにより換算して記載することも可能です。

日本標準産業大・中分類一覧(平成14年3月改訂)

産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)

Table with 2 columns: 産業廃棄物の種類 and 換算係数. Lists waste types and their conversion coefficients.

【注1】上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数(t/立米)
【注2】この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。
【注3】特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1-19に該当する品目の換算係数に準拠。
【注4】「2t車1台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

Large table listing Japanese Standard Industry Classification (JIS) codes and names, categorized by industry (A through R).